

申告書は自分で書いて早めに提出しましょう

# 所得税・住民税の申告期間は、

## 2月17日から3月17日まで

申告は、所得証明書及び納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

下記申告相談日程表をご確認のうえ、申告相談を受けてください。

### ■申告をしていただく方

平成15年1月1日現在、市内に住所のある方、または、市内に居住している方で、次に該当する方。

- ① 事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
- ② 給与のほかにも所得のある方や給与を2カ所以上から受けている方
- ③ 平成14年中に退職した方
- ④ どなたの扶養にもなっていない方
- ⑤ 医療費控除を受ける方(所得税のある方で、年間10万円以上の医療費の支払いがある方)
- ⑥ 初めて住宅借入金特別控除を受ける方
- ⑦ 所得がない世帯であっても、どなたが必ず申告してください(この場合、お電話でも結構です)

### ■申請のときにお持ちいただくもの

◆ 印鑑・ハガキ(相談日を通知したハガキ)

◆ 案内のハガキが届かなくても申告義務があると思われる方は、申告相談日程表をご覧のうえ最寄りの会場へおいでください。

◆ 平成14年中の収入のわかるもの

① 給与所得者は、源泉徴収票または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間収入額など)

② 営業所得者・不動産所得者は、収支のわかる帳簿など

③ 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料などの支払証明書

④ 医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの。なお、医療費については必ず明細を作成しておいてください

⑤ 還付申告の方は、本人名義の預金口座番号の控え

問合せ 税務課 市民税担当

◎ 小規模事業者のための税理士による確定申告無料相談

日時 2月18日(火)  
午前10時～正午  
午後1時～3時  
場所 市役所 2階 第一会議室  
◆ 相談に来られるときは、計算器具、筆記用具などをご持参ください。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の納期限は3月31日(火)です。

平成15年 所得税・住民税申告相談日程表 時間：午前9時30分～午後4時

地区	申告会場	期日	申告対象地区
盛里	盛里地域コミュニティセンター	2月17日(月)	盛里地区全域
宝	宝地域コミュニティセンター	18日(火)	金井・中津森・厚原・平栗・加畑
		19日(水)	下大幡・上大幡・高畑
禾生	禾生地域コミュニティセンター	20日(木)	田野倉・大原
		21日(金)	四日市場・月見ヶ丘・川茂・小形山
東桂	東桂地域コミュニティセンター	24日(月)	古川渡・井倉
		25日(火)	鹿留(宮下・沖・古渡)
下谷・三吉	いきいきプラザ都留	26日(水)	十日市場・蒼竜峡団地・境
		27日(木)	桂町・上夏狩・下夏狩
開地・川棚	市役所税務課	28日(金)	下谷1～4・下谷・玉川・引の田・戸沢
		3月3日(月)	法能・宮原・住吉
上谷	市役所税務課	4日(火)	開地地区全域・川棚
		5日(水)	田原1～4・上谷
中谷・下谷	市役所税務課	6日(木)	上谷1～6
		7日(金)	中央1～4・つる1～2
全地区	市役所税務課	10日(月)	つる3～5・羽根子
		11日(火)	市内全域(指定日に申告をしない人)
		12日(水)	
		13日(木)	
14日(金)			
		17日(月)	